

警備業法施行規則の一部改正に伴う質疑について

警備業法施行規則が一部改正されて早や半年が過ぎました。教育時間が大幅に変更されたことで、当協会に対して多く質疑があった事項について、府警の担当課の指導の下ご回答させていただきますので執務の参考にして下さい。  
尚、教育時間はいずれも「以上」を加える。

Q 1 有資格者の現任教育時間について

弊社は、大阪府公安委員会より警備業の認定を受けて、主に施設警備業務を、従に交通誘導警備業務を行なっております。

弊社所属の警備員Aは、交通誘導2級の検定資格者で、主に交通誘導警備業務に従事させています。時折施設警備業務にも従事させます。

この場合の警備員Aの現任教育は、施設の現任教育を6時間行うのか、それとも交通の現任教育を6時間行うのでしょうか

A 1 主に交通誘導警備業務に従事しているのであれば、交通の現任教育を6時間していただきたい。時折施設業務にも従事するのであれば、交通の現任教育6時間に加えて、御社が適正な警備業務の提供に必要と考える施設警備の教育を実施していただきたい。

Q 2 有資格者の現任の教育時間数は6時間ですが、この教育内容の時間を、施設は3時間、残り3時間を交通の教育など区分の違った教育内容を行った場合、この6時間で教育時間数を充たすことは可能ですか

A 2 警備員の従業務に合わせて教育時間数の割り振りを考えた教育かと思われませんが、このように教育時間を分割すると教育内容が薄くなるだけでなく、警備業法の本筋からして、どちらも3時間の教育時間が不足していると言わざるを得ません。教育時間数6時間は区分を分けることなく実施して下さい。

Q 3 有資格者の区分移動の新任教育の必要性について

弊社所属の警備員は、施設2級の検定資格者であったため、採用時に新任教育を免除し施設警備業務に従事させています。

ところが、配置転換のため交通誘導に従事させることになりました。

この場合、教育についてどうすればよいですか

A 3 この場合二つのことが考えられます。

① まず警備員がその年度の採用の場合は、交通誘導の業務別新任教育を10時間実施して下さい。その警備員が、最近3年間に交通誘導警備業務に従事した経験が通算して1年以上ある者であれば、3時間の新任の業務別教育を実施して下さい。

② 採用後、次年度となっている場合は、新任教育は法令上必要ありません。その次年度の現任教育として、交通誘導警備業務の業務別教育を行えばよいということになります。

しかし、適正な警備業務を確保するという法の目的からも、業務別教育も受けたことがない警備員を業務の現場に出すことは好ましいとは言えません。御社が適正な警備業務の提供に必要と考える教育をその年度の現任教育として実施してから、交通誘導業務に従事させるべきであると考えます。